

## 兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

### (趣旨)

第1条 兵庫県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）会則（平成19年5月19日制定。以下「協議会会則」という。）第7条第2項の規定に基づき、兵庫県がん診療連携協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 幹事会は、協議会を円滑に運営するため、協議会の協議事項に係る調整等を行う。

### (組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- (1) 協議会会則第3条第1項第11号の者
- (2) がん診療連携拠点病院の病院長の推薦した者
- (3) 兵庫県健康福祉部医監の推薦した者
- (4) 兵庫県医師会長の推薦した者
- (5) その他協議会議長が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号、第4号及び第5号の者は、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）の病院長が任期2年で委嘱し、再任を妨げない。

### (幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会の任務を掌理する。
- 3 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

### (会議・報告)

第5条 幹事会は幹事長が幹事を招集して会議を開く。ただし、やむを得ない理由により幹事が会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

2 幹事長は、幹事会の開催後速やかにその結果を協議会議長に報告するものとする。

### (部会)

第6条 幹事会に、協議会の活動を展開するため、部会をおく。

2 部会の名称、担当業務及びがんセンターの支援組織は、別表のとおりとする。

(部会長等)

第7条 各部会に部会長を置き、幹事長が指名する幹事をもって充てる。

2 部会員は部会長の推薦に基づき、がんセンターの病院長が指名する。

(事務)

第8条 幹事会及び部会の事務は、兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課及びがんセンターの総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月26日から施行する。

## 別表

| 部会名称  | 担当業務   |
|-------|--|
| 研修・教育 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 抗癌剤治療等の専門医療人の養成</li><li>・ 研修計画</li><li>・ 診療支援医師の派遣調整</li></ul> |
| 情報・連携 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報提供</li><li>・ がん医療に関する情報交換</li><li>・ クルティカルパスの整備</li></ul>    |
| がん登録  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 統計</li><li>・ 県内のがん登録データ分析・評価</li></ul>                         |
| 緩和医療  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緩和医療、ホスピス等との連携体制</li></ul>                                     |